



社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2023. 8. 1 発行

岩手県最低賃金 39 円引き上げが目安

- ◆ 厚生労働省の中央最低賃金審議会は7月28日、令和5年度の最低賃金を全国平均で時給1,002円に引き上げる目安額をまとめました。全国平均は現在の961円から41円増額となります。昨年まで全国47都道府県をA B C Dの4つのランクに区分し各ランクごとの目安額が示されていましたが、今年度から「地域間格差の是正」を目的にA B Cの3ランクに変更され、下記のとおり引き上げ額の目安が答申されています。岩手県はCランクに属していますので、仮に答申通りの引上げとなった場合、現在の854円から893円になります。現在岩手地方審議会で協議が行われているところです。

ランク区分	該当する都道府県	最低賃金額改定の引上げ額の目安
A	東京、大阪、神奈川など6都府県	41円
B	北海道、京都、宮城、福島など28道府県	40円
C	岩手、青森、秋田、山形、沖縄など13県	39円

賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果～厚生労働省発表

- ◆ 令和4年（令和4年1月から令和4年12月まで）に賃金不払が疑われる事業場に対して全国の労働基準監督署が実施した監督指導の結果が厚生労働省から公表されました。令和4年中に労働基準監督署の指導により使用者が賃金を支払い、解決されたものの状況は次のとおりで、支払額合計は実に79億円超となっています。

(1) 件数	19,708 件
(2) 対象労働者数	175,893 人
(3) 金額	79 億 4,597 万円

公表内容によれば「残業代が適切に支払われていない」「タイムカード等がなく、労働時間が適正に把握されていない」「一定の時刻以降の残業時間に対する残業代が支払われない」といった情報や、過重労働による労災請求を基に、監督指導が実施されているようです。適正な労働時間の管理・把握にはくれぐれもご注意ください。

「労務管理セミナー」開催の件

- ◆ 昨年3年ぶりの実施となりました当事務所主催の「労務管理セミナー」ですが、今年は10月20日（金）の開催を予定しております。詳細は後ほどご案内させていただきます。

インボイス制度開始に伴う登録番号のお知らせ

- ◆ 令和5年10月より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されることに伴い、消費税の課税事業者が仕入税額控除を適用する要件として、適格請求書等（いわゆる「インボイス」）の保存が義務付けられます。この適格請求書発行は、適格請求書発行事業者に限られるため、当事務所も適格請求書発行事業者の登録を完了いたしました。別紙にてその登録番号をご通知申し上げますのでよろしくお願いいたします。

■ 臨時休業のお知らせ

誠に勝手ながら、令和5年10月6日（金）は職員研修のため臨時休業とさせていただきます。皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。